

オンサイト保守工事規約

ソニービズネットワークス株式会社（以下「弊社」といいます。）は、NURO Biz 利用規約本則の個別規定として、オンサイト保守工事規約（以下「本規約」といいます）を下記の通り定めます。オンサイト保守工事（以下「当工事」といいます。）をご依頼いただくにあたり、NURO Biz 利用規約本則、本規約、NURO Biz 利用規約本則、NURO アクセス（エントリー・スタンダード・プレミアム・NEXT 10G 各プラン）利用規約（当該規約に基づく各接続サービスを以下「NURO アクセス」と総称します。）、NURO リンク（閉域網(P2P)・閉域網(P2MP)各プラン）（以下「NURO リンク」といいます。）利用規約およびこれらの諸規定（以下、あわせて「本規約等」といいます。）が併せて適用されます。

第1条（当工事の請け負い）

弊社は、お客様による NURO アクセスおよび／または NURO リンクの利用に伴い、以下に定める内容の当工事を請け負います。

- ① 弊社が別途提示する「オンサイト保守工事依頼書・完了報告書」（以下「本件書面」といいます。）に記載のお客様の責めに帰すべき事由に基づき生じた回線又は機器等の故障又は障害等（以下「障害等」と総称します。）のうち、弊社にて復旧可能と判断した障害等に関する工事。
- ② 弊社の責めに帰すべからざる事由に基づき生じた障害等のうち、弊社にて復旧可能と判断した障害等に関する工事。

第2条（当工事の料金）

当工事は、弊社または弊社の選定した協力会社（以下「弊社委託先」といいます。）がお客様に配布する本件書面に記載のお客様の責めに帰すべき事由に基づき生じた障害等に基づく工事に限り、作業料金が発生いたします。作業料金が発生する場合は基本的に当工事の作業が完了した日以降に NURO アクセスおよび／または NURO リンクご利用代金と併せて弊社よりお客様に請求させていただき、当該作業完了日の翌日以降、NURO アクセスおよび／または NURO リンク契約約款に記載の条件に伴い、クレジットカード・口座振替等の弊社にご登録いただいている NURO アクセスおよび NURO リンクの決済手段と同一の手段によりお支払いいただきます。

第3条（契約成立）

お客様が、本規約等の全てにご同意いただいた上で、弊社にお申込みいただき、弊社がこれを承諾した時点で当工事の請負契約がお客様と弊社の間で成立するものとし、当工事の実施にあたり、お客様は、建物の所有者からの必要な同意を得るものいたします。なお、代理人による当工事のお申込みであった場合でも、お客様の意思として同様に扱うものとし、代理人は、当該お客様から本規約等の事項の全ての同意を得る義務および責任を負うものいたします。

第4条（請負代金の変更）

1. 弊社またはお客様は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる請負代金額の変更を求めることができるものとし、
 - ① 当工事の追加または変更があったとき。
 - ② 工期（当工事の着手から当該当工事の作業終了までをいいます。以下同じとします。）の変更があったとき。
 - ③ 契約期間（当工事の請負契約の成立から当該請負契約の終了までをいいます。以下同じとします。）内に予測することのできない法令の制定若しくは改廃または経済事情の激変等によって、請負代金額が明らかに適当ではないと認められるとき。
 - ④ 中止した当工事または災害を受けた当工事を続行する場合において、請負代金額が明らかに適当でないとき。
2. 請負代金額を変更するときは、お客様と弊社との間で協議により決定するものとし、

第5条（当工事の委託）

弊社は、当工事の全部または一部を弊社委託先へ委託する場合があります。また、弊社は、弊社委託先に対し、お客様に関する情報を必要な範囲で開示いたしますが、第10条（個人情報の取扱）に記載する利用目的以外の目的には使用いたしません。

第6条（作業完了）

1. 当工事の作業終了後、お客様に当工事の実施結果をご確認いただき、本件書面にご署名をいただいた時点で作業完了とさせていただきます。なお、当工事に伴い、弊社が設置した資材の所有権は、当工事が無償の場合は当該資材を設置した時点をもって、当工事が有償の場合はお客様による弊社への当工事の料金の支払いが完了した時点

もって、お客様に移転するものいたします。ただし、当該資材が弊社から貸与されるものである場合は、当該資材の所有権は、引き続き弊社が有するものとします。

2. 弊社の訪問後、以下の場合には作業を行わずに終了させていただく場合があります。その場合も当工事が有償のときは弊社の規定する作業料金をお支払いいただきます。

- ① 違法行為となる作業を要求された場合。
- ② お客様が、暴力団関係者その他反社会的勢力に属する者と認められる場合。
- ③ お客様が、自らまたは反社会的勢力を利用して、弊社および弊社委託先に対して詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いた場合。
- ④ お客様の責により、作業に必要な環境が整っていない場合。
- ⑤ 作業中に必要な同意事項に同意いただけない場合。
- ⑥ 作業に必要な箇所に施錠等がされており、お客様により開錠できない場合。
- ⑦ 作業に必要な情報を開示いただけない場合。
- ⑧ 弊社にて障害等の復旧ができないと判断した場合。
- ⑨ その他当工事を遂行するうえで、弊社または弊社委託先が不適切と判断する行為があった場合。

3. 当工事の作業終了後3ヶ月以内（当該期間内といえども、弊社とお客様との間のNUROアクセスおよびNUROリンクの利用に関する契約が終了している場合は、本項の適用対象外とします。）に、弊社の責による作業内容の不備が発覚した場合、また当該不備が原因で、当該機器等に別の障害が発生した場合、お客様からお申し出があった場合に限り、無償で修理等に対応をさせていただきます。ただし、当該不備とは別の原因でトラブルが発生する場合には、当該原因により再度作業料金をご請求することがございます。なお、いずれの場合も再訪問までにどの程度の時間または日数を要するかについてはお約束いたしかねますので、予めご了承ください。

第7条（完成および検査）

1. 弊社は、工事実施日の終期までに、お客様に検査を求め、お客様は、速やかにこれに応じて弊社の立会いのもとに検査を行うものとします。
2. 検査に合格しないときは、弊社は、お客様の指定する期間内に、修補し、または改造してお客様の検査を受けるものとします。

第8条（第三者の損害）

1. 施工のため、第三者の生命、身体に危害を及ぼし、財産などに損害を与えたときまたは第三者との間に紛争が生じたときは、弊社はその処理解決に当たるものとします。ただし、お客様の責めに帰すべき事由によるときは、この限りではありません。
2. 前項に要した費用は弊社の負担とし、工期は延長しないものとします。ただし、お客様の責めに帰すべき事由によって生じたときは、その費用はお客様の負担とし、必要があると認めるときは、弊社は工期の延長を求めることができるものとします。

第9条（履行遅滞および違約金）

1. 弊社の責めに帰すべき事由により、契約期間内に当工事を完了することができないときは、お客様は、弊社に対し、延滞日数に応じて、請負代金額に対し年6パーセントの割合で計算した額の違約金を請求することができるものとします。
2. お客様が請負代金の支払いを完了しないときは、弊社は、お客様に対し、延滞日数に応じて、支払遅滞額に対し14.6パーセントの割合で計算した額の違約金を請求することができるものとします。

第10条（個人情報取扱）

弊社は、当工事の実施にあたりお客様からご提供いただく個人情報を、以下の目的の範囲内で利用します。

- ①お客様よりご依頼を受けた当工事を遂行するため
- ②お客様に対して各種営業情報および販促品等をご提供するため
- ③お客様への工事向上を図るためのアンケートの発送、回収等のため
- ④お客様からいただいたご意見、ご要望にお答えするため

第11条（免責）

いかなる場合においても、当工事に関して弊社および委託業者が負う損害賠償責任は、お客様から受領する当工事の料金を上限とします。なお、不可抗力その他弊社の責に帰すべからざる事由から生じた損害については、弊社および弊社委託先は一切の損害賠償義務を負わないものとし、お客様が負担すべき金額を弊社とお客様との間で協議により決定するものとします。

第12条（紛争解決）

本契約に関し、弊社とお客様との間で紛争を生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、裁判により解決するものとします。

附則
本規約は 2018 年 7 月 23 日から実施します。